

高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)の合格を目指す ひとり親家庭のお母さん・お父さん、お子さんを応援します！

熊本県ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験 合格支援給付金について



高卒認定試験とは、高校を卒業していない方が、卒業した方と同等以上の学力があるかどうかを認定するための試験です。合格した方には、大学等の受験資格が与えられる他、就職や資格試験等にも活用できます。

熊本県では、ひとり親家庭の方に対し、対策講座受講費の軽減を図るとともに、学び直しや自立等を支援することを目的に給付金を支給します。

対象となる方

ひとり親家庭の方で、次の要件を全て満たす必要があります。

- 熊本県内の町村にお住まいの方であること
- 20歳未満の児童を扶養していること（受講者が子の場合は20歳未満）
- 高校卒業者、既に大学入学資格検定や高卒認定試験に合格していないこと
- 親が児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準にあること
- 試験に合格することが適職に就くために必要であると認められること

**※ 講座を受講する前に、あらかじめ県から指定を受ける必要があります。
必ず受講開始前に御相談ください。**

給付金の内容

- ① 対策講座の受講を開始した場合【受講開始時給付金】
 - ・通信制の場合：受講費の4割（上限10万円）
 - ・通学又は通学と通信制併用の場合：受講費の4割（上限20万円）
- ② 対策講座の受講を修了した場合【受講修了時給付金】
 - ・通信制の場合：受講費の5割（上限①との合計で12万5千円）
 - ・通学又は通学と通信制併用の場合：受講費の5割（上限①と合わせて25万円）
- ③ 受講修了から2年以内に全科目に合格した場合【合格時給付金】
 - ・通信制の場合：受講費の1割（上限①②との合計で15万円）
 - ・通学又は通学と通信制併用の場合：受講費の1割（上限①②との合計で30万円）

お問い合わせ先

熊本県子ども家庭福祉課

ひとり親家庭福祉班

☎096-333-2229